

第 4 章 災 害 復 旧 計 画

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

特別防災区域に係る災害が発生した特定事業者等及び特別防災区域に係る災害により被災した公共施設の管理者は、必要な災害応急措置を講じるとともに、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の改良などを積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン、並びに救援物資、応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧事業は次のとおり。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 水道災害復旧事業（上水道、工業用水道）
- (4) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 道路災害復旧事業
 - エ 港湾災害復旧事業
 - オ 漁港災害復旧事業
- (5) 都市災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1 防災関係機関

防災関係機関は、特定事業者等が行う災害復旧対策が円滑に行えるよう資機材の調達のあっせん及び被災施設の復旧、改良に係る指導、助言に努める。

2 特定事業者等

特定事業者は、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるよう努める。

また、災害復旧に必要な資機材の確保に努めるほか、施設の復旧にあたっては、必要に応じて防災関係機関及び特定事業者間で協議を行い、復旧する施設の順位付け等を行うとともに、災害状況の検証を行い、災害に強い施設づくりに努める。

